連合愛知
・労災の防止
・快適な職場
・心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14－18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684－０００３
FAX(052)684－０３０３
連合愛知ホームページからも閲覧できます
http://www.rengo-aichi.or.jp

本格的な暑さに備えた安全活動を

安全衛生センター第３回理事会

持田理事長は「いよいよ暑さが本格化してくる。熱中症に対する注意喚起や対策が必要である。愛知労働局の統計によると７月は３年連続して労働災害が一番発生している月である。労働災害は人とモノとが異常な接触で発生する。モノに対する安全対策はできているが、人の不安全な行動を防止するためにも、労使が一体となって決められたルールを守るということが大切であり、我々も組合員に周知徹底していくことが重要な安全活動である」とあいさつをした。

議事は、①連合愛知安全衛生担当者研修会（２回目）」の開催　②平成２８年度職場の健康づくり指導者セミナーへの参画　③産業安全衛生大会への参加等について論議を行った。

①項については、９月７日(水)午後１時30分から開催し、地震対策と健康づくりについての研修会を実施する（裏面参照）。特に地震対策については、全国的にも著名な福和伸夫名大教授・減災連携研究センター長をお招きする。②項については１１月１日（火)・２日（水）に開催され、理事選出構成組織を中心に参加を呼びかける　③項については、10月19～21日に仙台市で開催される。理事会メンバーに参加を呼びかけていく等について確認した。

今回の理事研修として、新作のＤＶＤ「一人ＫＹ活動の進め方」を視聴した。

愛知産業安全衛生大会開催

愛知産業安全衛生大会は７月５日（火）日本特殊陶業市民会館で行われた。第Ⅰ部は、祝辞や愛知労働局長表彰。第Ⅱ部の講演、事例発表等が行われ連合愛知から７名が参加した。

小城部長

基調講演は、小城英樹労働基準部長より「労働安全衛生行政の動向」について説明があった。

ここしばらく増加傾向であった労働災害が昨年は減少となった。しかし、今年は現時点増加傾向にあり、12次労災防止推進計画の目標達成に向けて、さらに取り組みを進める。

今年度の目標の重点対象として①重篤災害の減少⇒製造業、建設業②労働災害件数の減少⇒陸上貨物運送業、第三次産業（小売業、飲食業、社会福祉施設）③業種横断的対策⇒転倒災害防止等について方針が示された。

事例発表はアイシン高丘(株)の棚木清孝氏から”災害発生プロセス”から学ぶ考え方と実践内容で、愛知労働局が進める論理的な安全管理に基づくリスクアセスメントの重要性を認識した対策を６つの事例で紹介された。

小塚教授

愛知工科大学教授の小塚一宏氏の講演は、「転倒・歩行災害防止に向けた留意点と企業における取り組み例の紹介」で、大変興味のある内容であった。

スマホ・携帯電話使用中の事故として、2013年10月東武東上線踏切に進入し、47歳男性が死亡。2016年５月東京りんかい線で女子大生が死亡。６月にはヘッドホンを付けてランニング中の死亡事故と近年頻繁に起こっている。

“歩きスマホ”時の視線がどうなっているかという実験を駅のホームで行った。これはＮＨＫの「クローズアップ現代」で放送されたが、スマホの画面はＳＮＳや動画などでリアルタイムに変化するため、視線がスマホにくぎ付け状態となり、前方は”チラ見”だけとなる。また、名古屋市栄の横断歩道でも実験したが、スマホの無い時は視野が広くスマホ使用時は画面に視線がくぎ付けであった。

歩きスマホは被害者になると共に老人・子供・障がい者等への加害者になる危険もある。

トヨタ自動車では「歩行災害防止対策」について実験と検証を行った。これは５月の連合愛知安全衛生担当者研修会で同企業から報告があったもので、詳しくは、別途、安全衛生担当者研修会報告でする。

安西愈弁護士の講演は「労働災害の企業責任と労働者の協力義務」。

労働災害防止は、企業主の責任であり、経営トップの法的義務となっているが、一方で労働安全衛生法では労働者に対しても安全協力義務を課せている。労働者が事業主の指示に従わず、安全対策を怠って事故を起こした場合”過失相殺”により、本来の全額補償のうち一定割合が保障されなくなる。

大変参考となる事例や講演ばかりで中身の濃い大会であった。

素晴らしい！5企業の発表

連合愛知安全衛生担当者研修会

５月31日連合愛知安全衛生担当者研修会を行った。冒頭、持田理事長は「本研修会は、各労組において安全衛生を担当されている方を対象に、労働災害防止の取り組みや安全衛生の現状課題について認識を深め、それぞれの組織に持ち帰りその後の活動に活かしていただくことを目的に開催している。愛知県における労災の発生状況は、昨年１年間の休業４日以上の死傷災害は6,349件で、そのうち48件が死亡災害となっている。これは一昨年と比較して死傷災害は345件、死亡災害は13件減少となった。各事業所における安全衛生活動がさらに充実強化されたものではないかと思われる。なかでも業種別しかも小売業における転倒災害は85件減少した。転倒災害は全業種とも転倒災害は減少している。厚生労働省や中央労働災害防止協会が進めた「ストップ転倒災害プロジェクト2015」の活動の成果でもある。私たちも昨年の担当者研修会で転倒防止の講座を設けたところであるが、少なからず災害減少に寄与できたのではないかと考えている。本日は愛知労働局三好安全課長から平成28年度の行政方針についてお話をいただく。その後、昨年全国安全衛生大会の分科会で発表された５事業所の取り組みについてご報告をいただく。最後に連合愛知労災防止キャンペーン活動2016について取り組みの説明を行う予定である。安全でかつ健康であることは、組合活動であっても企業活動であっても家庭生活においても大前提である。研修会にご参加の皆さんには認識をさらに深め自らの活動強化に結び付けていただきたい。最後に連合愛知に所属する全ての組合員の安全と健康を祈念いたします。」とあいさつがあった。

研修内容は、「愛知労働局の28年度安全衛生行政方針について」（裏面）と昨年の全国産業安全衛生大会発表企業の中からご協力をいただいた５企業が報告を行った。５企業の報告は非常に中身があり、かつ、幅広い内容であった（講演内容は次号から報告する）。

参加者は多くの気づきや共感を得られる研修会となった。

安全衛生Q&A

【問題】事業場で労働災害が発生した。再発防止のため事業者が原因調査を行う際の注意点で適切なのはどちらか。

（イ）災害発生に至る過程を詳細につかむことにあり、主観や予測を入れてはならない

（ロ）災害を招いた被災者の責任追及の観点から行う

答えと解説は裏面

論理的な安全管理の推進

愛知労働局労働基準部安全課長の三好了氏から28年度安全衛生行政方針について、(1)昨年の労災発生状況とその対策(2)論理的な安全衛生管理(3)化学物質のリスクアセスメントの３点を中心にご講演いただいた。

（１）昨年の労災発生状況とその対策

昨年の死亡災害については、48人でこれまで最低だった49人を抜き過去最低となった。業種別では、建設業が最も多い18人、全体的には減少しているものの陸上貨物運送業では増加した。

死亡災害事故の型別では交通事故が25%と最も多い。

休業４日以上の死傷災害は6,349件で、345件減少となった。

業種別では製造業が最も多くなっている。

５月31日現在の死亡災害発生状況は11人、昨年同期と同じである。業種別でみると製造業が増加し、建設業が減少している。

休業４日以上の死傷災害の４月末速報値は1,451件と昨年比１%増加となっている。業種別でみると製造業、小売業で増加し、建設業で減少している。

過去4年間の死亡災害

	24年	25年	26年	27年
製造業	18	17	14	7
建設業	12	16	19	18
陸上貨物	8	10	4	9
港湾荷役	0	1	0	1
商業	4	3	7	4
上記以外	7	7	17	9
全産業	49	54	61	48

過去4年間の死傷災害

	24年	25年	26年	27年
製造業	2,060	2,037	2,027	1,902
建設業	627	711	712	668
陸上貨物	905	913	876	904
港湾荷役	31	34	44	28
商業	911	862	1068	886
上記以外	1858	1977	1976	1961
全産業	6,392	6,534	6,703	6,349

第12次労災防止推進計画では平成25年から５か年計画で15%減少させるというものであるが、進捗状況は25年･26年と増加したため、やっとスタートの24年より減少したところである。目標達成のためには、残り２年間毎年７%減少させなくてはならないので、いろんな対策を打っていく。

その業種別の対策であるが、まず製造業は減少傾向にはあるが、事故の型別では挟まれ巻き込まれが30%を占めており、ターゲットはこの対策となる。「論理的な安全衛生管理」の手法を広く周知していく。７月５日に愛知産業安全衛生大会の場でパネル展示を行う。９月には建設業の災害防止団体が名古屋で全国大会を行うので、ここでも墜落転落防止対策、熱中症対策、についても「論理的な安全衛生管理」に基づくパネル展示を行っていく。

建設業については墜落転落災害対策を行うが、昨年安全衛生規則の改正により「足場からの墜落防止のための措置」が強化され、特別教育が必要となった。この措置は建設業に限らず、足場の組み立てが伴うすべての業種が対象となるので留意が必要だ。

また、「ロープ高所作業」での危険防止のための安全衛生規則が改正された。これまで「メインロープ」以外に安全帯を取り付けるための「ライフライン」を取り付けることが義務となった。また、従事者の特別教育も必要となった。

平成２７年　事故の型別死亡災害発生状況
（全業種）

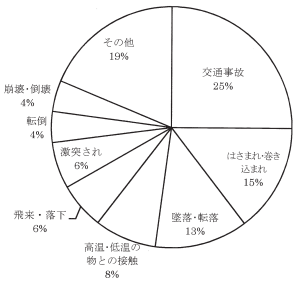

建設業では人手不足から未熟練労働者対策も必要であり、労働局と建設業団体との合同パトロールを実施し、転落防止に努めていく。

陸上貨物運送業は昨年労災が増加し、その災害の30%近くが墜落転落災害作である。荷主のところでの積み込み作業、配送先での荷卸し作業での荷台の上から転落が多い。したがって、整備荷役作業の安全ガイドラインに沿った対策は運送業だけに求めるのではなく、荷主である製造業においても安全台を取り付けるなど設備的な安全対策を求めていく。

商業で特に目立つのが小売業。26年に災害が増加したので27年に緊急対策を取った。主要企業への防止対策会議の実施や、チェーン店への指導・要請を行った。新聞配達は新聞社の販売部に要請し、販売店への指導を行ってもらった。社会福祉施設は右肩上がりで災害が増加している。広く集団指導的な方法で行うことが効果的と思われる。したがって、市・県での会合等に労働局から労災防止対策・災害性腰痛対策を要請していく。

安全衛生担当者研修会(2回目)

日　時　９月７日（火）午後１時30分～午後５時00分
会　場　ワークライフプラザれあろ　６Ｆ大会議室

研修内容

第１講座　「減災対策」巨大地震に備える（仮称）
　講　師　福和伸夫　名大教授　減災連携研究センター長
第２講座　「延ばそう！健康寿命」（予定）
　講　師　あいち健康科学総合センター

全業種横断的な対策として、発生件数が多い災害である転倒防止の対策について、継続的な対策としては取り組む。転倒の種類は①滑り②つまずき③踏み外しの３つに分類される。４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底など皆さんが対策の取りやすいところから始めることが重要である。また、６月は重点取組み期間である。

次に、交通災害は死亡災害の中で一番多い。また、６割以上が運輸交通業以外で発生している。昨年愛知労働局では交通労働災害防止のためのガイドラインのパンフレットを作成した。交通法規の順守だけではなく、組織としての管理体制を確立することが重要である。安全管理者・運行管理者の役割・責任・権限を明確にし、適正な運行計画・走行計画を立て労働者にしっかり周知する。

（２）論理的な安全衛生管理

平成 27 年　小売業

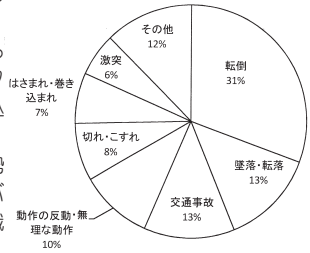

今年の安全週間のスローガンの「見えますか？あなたのまわりの見えない危険　みんなで見つける安全管理」の意味合いは、リスクアセスメントの実施ということも込められている。

第３次産業の安全に対する姿勢が消極的であるし、パート・アルバイトも多い。経験が浅い労働者は職場に潜む危険を捉える姿勢がない。

論理的な安全衛生管理とは、リスクアセスメント手法に基づき災害発生プロセスに着目し効果の高い物から順番に対策を採用していくというものである。

「危険源」と「人」が接して「危険状態」となる。高所作業の例で説明すると、高所が「危険源」であるので、そもそも高所作業ではなく地上で作業できるようにすればリスクは低減される。それができないとなれば、高所作業車を使用しバケット内で安全帯を使うことによってリスクを低減させる。安全帯をしても、なお回避できない場合はどうするか、と作業プロセスに合わせて、先に対策をたてリスクを低減させる。という考え方が論理的な安全衛生管理である。

災害発生プロセス

（３）化学物質のリスクアセスメント

胆管癌の原因となった物質１，２ジクロロプロパンは法規制の対象外であった。

化学物質の中で規制されているものが危険だと思われがちだが、規定されてない物質でも発がん性があったことから、リスクアセスメントによって有害性を事前に調査し取り扱い基準を決める。それが６月から義務化された。ＳＤＳ（安全データシート）の交付義務の対象である640物質はリスクアセスメントの実施義務がある。容器の絵表示（ＧＨＳマーク）があったら、ＳＤＳにより危険性・有害性を把握し、その危なさに応じた取り扱い基準を決めることが必要となる。

【答え】（イ）

事業者が労働災害の原因調査を行うときは、原因を予測したり先入観を持って調査したりすると、重大な事実の見落としにつながるおそれがあります。また、事業者が実施する原因調査の目的は再発防止にあり、被災者の責任追及ではありません。なお、災害調査は現場や作業内容を熟知した人も含めて行い、原因と再発防止対策については、安全衛生委員会で審議する必要があります。